

東京大学コミュニケーション戦略本部内規

令和7年 3月 6日
総 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第18条の規定に基づく室として設置される東京大学コミュニケーション戦略本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本部は、学内外の多様なオーディエンス（本学が発信した情報を受け取る個人及び団体のことをいう。）の特性を理解し、それぞれに適したコミュニケーション（本学のウェブサイト、SNS、出版物等の多様な手段を活用した情報発信を含む対話のことをいう。以下同じ。）活動を通じ、もって本学のビジョン、多様な学術資源及び教育研究成果等の価値並びにその魅力を戦略的かつ適時適切に発信するとともに、一貫したブランドイメージの浸透を図り、本学への支持と共感の獲得を促進することを目的とする。

(任務)

第3条 本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 本学におけるコミュニケーション戦略の策定及びそれに基づく施策立案
- (2) 世界のリーディング大学としてのブランド・レピュテーションの確立に向けた戦略的コミュニケーション活動の総括
- (3) 東京大学の新たなブランド確立のためのマネジメントシステム構築
- (4) その他本学の戦略的なコミュニケーション活動の推進に関して必要な業務

(組織)

第4条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部に、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 広報部門
- (2) ブランドマネジメント部門
- (3) コミュニティエンゲージメント部門
- (4) グローバルコミュニケーション部門

3 前項各号に掲げる部門に、部門長を置く。

4 第2項に掲げる部門の組織及び運営については、別に定める。

(本部長)

第5条 本部長は、総長が指名する理事、副学長又は執行役をもって充てる。

2 本部長は、本部の業務を総括する。

(副本部長)

第6条 副本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

(部門長)

第7条 部門長は、本学の教職員のうちから、本部長が指名する。

2 部門長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 部門長が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(本部員)

第8条 本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。

(事務)

第9条 本部の事務は、関係部署の協力を得て、本部コミュニケーション戦略課において処理する。

(補則)

第10条 この内規に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この裁定は、令和7年4月1日から実施する。

2 東京大学広報戦略本部内規（平成28年3月1日総長裁定）は廃止する。